

松前町水道料金 預金口座振替依頼書 自動払込利用申込書



松前町水道事業から請求された水道料金等を、下記口座から口座振替(自動払込)の方法により支払うこと
としたいので、約定(ゆうちょ銀行の場合は自動払込規定)を確認のうえ依頼します。

●赤太枠内の白色部分にのみ記入してください
●この依頼書(申込書)は、松前町水道事業へ郵送、または持参する場合に限りご利用いただけます。

契約場所のご住所	〒 松前町字		
フリガナ			申込日
契約者のお名前			令和 年 月 日
口座名義人住所	〒		契約者との続柄
電話番号	自宅 携帯	使用者番号	—

金融機関	1 新規 2 継続	銀行 信用金庫	本店 支店
(ゆうちょ銀行除く)	店番号	種目 1 普通 2 当座	口座番号
ゆうちょ銀行 (自動払込規定が適用されます)	記号(6桁目がある場合は※欄へご記入ください)		番号(右から始めてご記入ください)
フリガナ			お届け印
口座名義			
払込開始月	年 月から		
契約種別コード	払込先加入者名	払込先口座番号	毎月24日 (土・日・祝日の場合は翌営業日)
22	松前町水道事業	02670-6-341	

金融機関処理欄 (ゆうちょ銀行を除く)	(取扱店日附印)	不備事由	水道事業受付欄
		1. 口座番号相違 2. 支店名相違 3. 印鑑相違 4. 印鑑不鮮明 5. 口座種目相違 6. 名義人相違 7. 口座なし 8. その他	
		不備返却先 〒049-1512 松前郡松前町字福山75番地1 松前町水道事業 TEL (0139)42-5179	

(金融機関宛)

約 定

1. 松前町水道事業から私が支払うべき水道料金等の振替を依頼された場合は所定の振替日に請求金額を引落として支払ってください。
2. 前項については当座勘定規定または預金規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしませんので、貴行所定の方法で取扱ってください。
3. 振替指定日に預貯金口座の資金が不足することのないよう充分注意します。万一、預貯金口座の残高が振替日において請求金額に満たないときは、引落としされないことに異議はありません。
4. この契約を解除する場合また、裏面記載事項に変更がある場合は貴行へ通知します。
5. この取扱いについて仮に紛議が生じても、貴行の責による場合を除き貴行には迷惑をかせません。
6. ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

(松前町水道事業宛)

7. 私が松前町水道事業へ納付した水道料金等について還付金が発生したときは、この口座へ支払ってください。使用者と口座名義人が異なる場合は、この依頼書が委任状を兼ねることについて異議はありません。

◆申込みについて

- ・口座振替の登録には、申請後1か月程度お時間がかかることがあります。お申し込み時期により希望された開始月までに口座登録が間に合わない場合は、従前のお支払い方法となります。
- ・**この申込書で金融機関窓口でのお申込みはできません。**松前町役場建設水道課へ郵送、または窓口へ持参してお申し込みください。
- ・各金融機関窓口でお申し込みする場合は、振替に使用する通帳とお届け印をお持ちになり、各金融機関所定の申込書にてお手続きください。申込書に備考欄等がある場合は、検針のお知らせ、または水道料金納入通知書に記載してある使用者番号を記入してください。

◆口座振替について

- ・口座振替日は、**毎月24日**(土日祝日の場合は翌営業日)です。
- ・口座振替済の通知は、原則、「水道料金・使用水量等のお知らせ」で通知します。
- ・振替ができなかった場合は、原則、再振替は行いません。納入通知書をお送りしますで、納入通知書に記載の窓口にてお支払ください。
- ・再振替をご希望の場合は、建設水道課水道係へご連絡ください。
- ・口座振替をご利用いただける金融機関は下記のとおりです。ここに記載のない金融機関では、口座振替はできません。

【利用いただける金融機関】

- ・北洋銀行
- ・道南うみ街信用金庫
- ・ゆうちょ銀行

【提出先】

〒049-1512
松前町字福山75番地1
松前町役場 建設水道課 水道係
TEL 0139-42-5179